

子育て支援・少子化対策に関する基本計画の骨子（案）

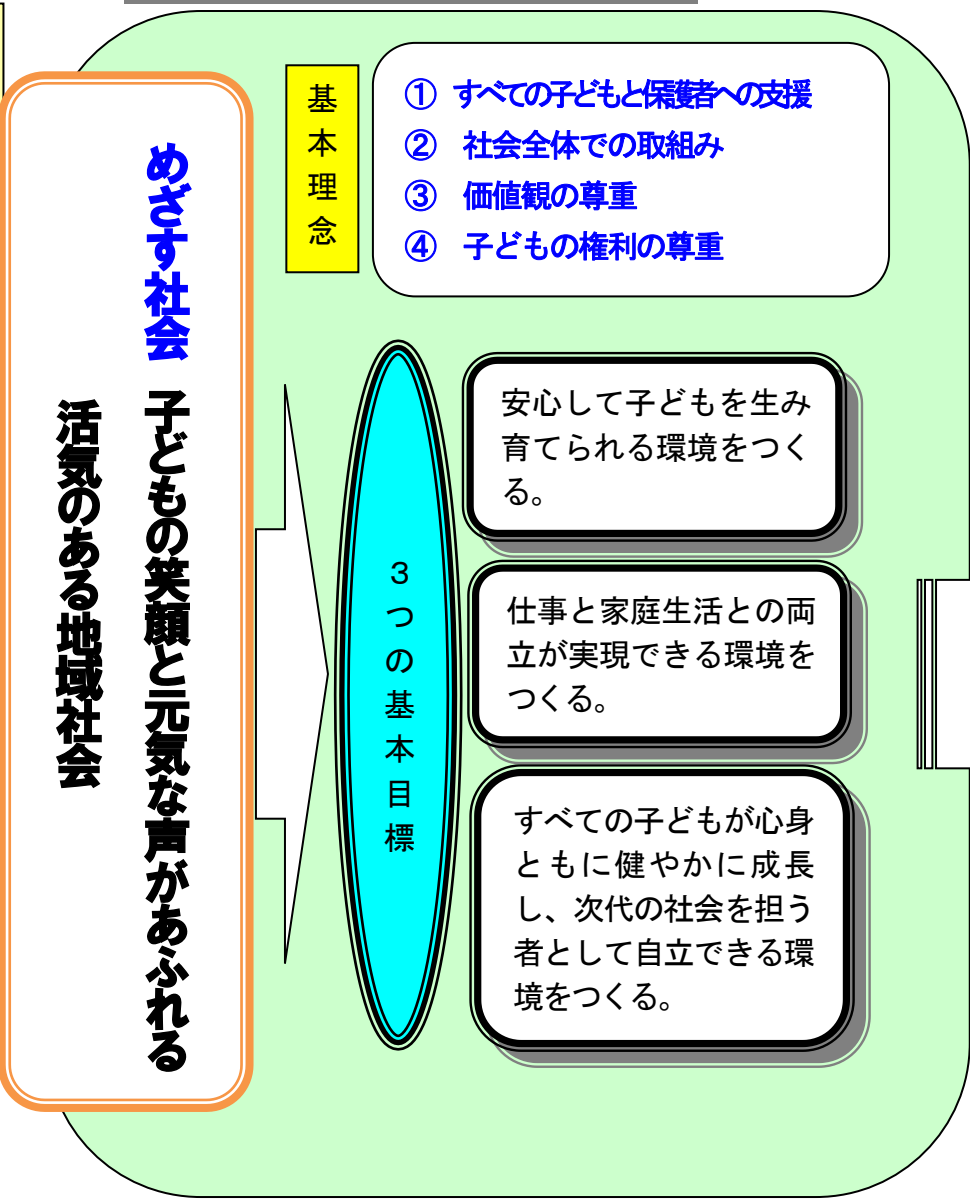
第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨**
すべての県民が一体となって子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、それぞれの役割を示すもの
- 2 計画の性格・役割**
 - 子育て支援・少子化対策条例に基づく計画
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画
 - 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
 - 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画
 - 母子保健計画策定指針に基づく計画
- 3 計画の期間**
令和2年度～令和6年度（5年間）

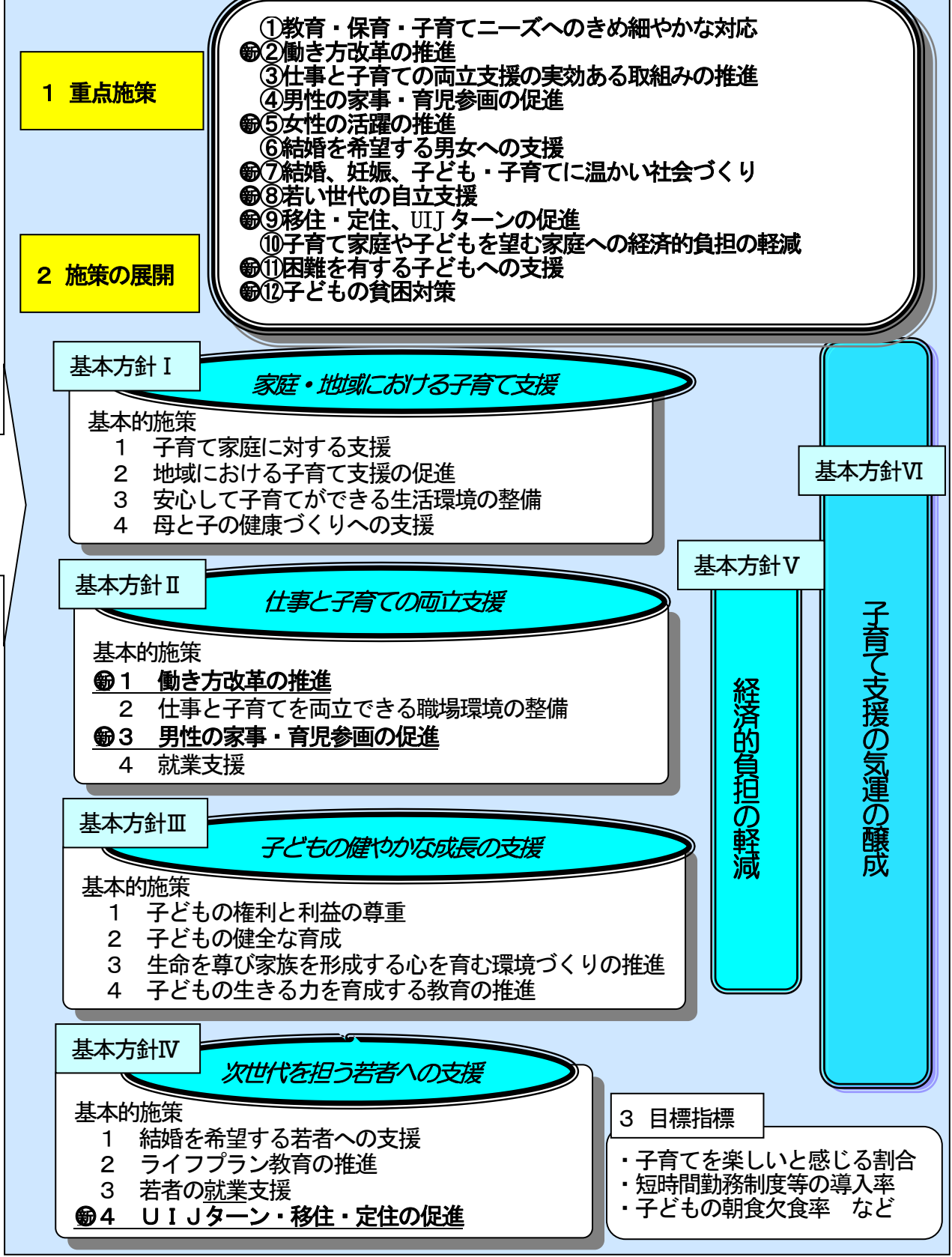
第2章 計画策定の背景

- 1 少子化の進行**
少子化の進行（出生数、出生率の低下）
（要因）未婚化・晩婚化・非婚化の進行、
初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下
（背景）結婚に対する意識の変化
出会いの機会の減少と経済的不安
子育ての経済的、精神的負担感
子どもの数の理想と現実のギャップ
（影響）子どものすこやかな成長への影響
地域社会への影響
地域経済への影響
- 2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境**
（家庭と地域社会の状況）
家族形態の変化
子育てに冷たい地域社会
（仕事と子育ての状況）
働き方改革の推進（長時間労働の是正）
仕事と子育ての両立の難しさ
非正規就業者の増
フルタイムの妻の就業の中断
男性の家事・育児参画
（子どもの状況）
児童虐待 ひとり親 外国人

第3章 計画の目標と基本方針



第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開



第5章 幼児期の教育・保育の見込み、確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保およびその実施時期

第6章 計画の推進

- 1 主体の役割と協働
- 2 国への提言・要望

・県民、保護者、事業者、行政（県、市町村）の役割とともに、互いにパートナーシップのもとに連携を図り、取り組んでいく。
 ・国に対して、地域の実情等に関わる必要な提言・要望等行う。
 ・子育て支援・少子化対策県民会議において、施策の点検・評価を行い、公表。
 ・その際、目標指標と目標値を設定し、PDCAサイクルによるフォローアップを行い、目標達成をめざす。